

消費税率引上げに伴う対応について

2019年8月30日

中央セントラルガス株式会社

消費税法および地方税法の一部改正により、2019年10月1日から消費税および地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、以下の通り対応させていただきます。

ガス料金および電気料金の10月分のご請求金額については、消費税法上の経過措置により、10月分の料金に2019年9月30日以前のご使用期間が含まれるお客さまは消費税率8%が適用され、11月分の料金から消費税率10%が適用となります。

また、新たなガス小売供給約款及び電力小売供給約款の消費税率を反映した約款等につきましては、当社ホームページ内等で公表いたします。

以上